

平成29年度学校飼育動物サポート事業実施要領

公益社団法人 岡山県獣医師会

1. 目的

小学校、幼稚園（以下「校・園」という）に飼育されている動物については、飼育動物をとおして校・園の児童、園児が命の大切さを育み、子供の心を育てることができるかとされている。

公益社団法人岡山県獣医師会（以下「(公社)岡山県獣医師会」という）は、動物医療を担う会員獣医師と連携して岡山県教育委員会の協力の下、県下の校・園で飼育されている動物について、学校飼育動物活動の取り組みの現状を踏まえ、その適正な飼育・管理を普及支援することにより校・園における動物飼育活動をとおした生命尊重教育に資する。

2. 事業主体 (公社)岡山県獣医師会

3. 事業内容

- (1) 実施20校・園（幼稚園・小学校）を指定し、(公社)岡山県獣医師会からサポート指導員として獣医師が年2回訪問し、飼育動物に関するサポートを実施する。
- (2) (公社)岡山県獣医師会が、県下の校・園の教職員を対象として基本的な飼育方法や主な飼育動物の病気や予防方法等について研修会を開催する。
- (3) 学校飼育動物の適正飼養、ふれあい、愛護等をテーマとした図画、作文を対象とした表彰事業を行なう。（対象校・園に限る）
- (4) 本会のHP（ホームページ）に学校飼育動物に係るQ&Aを作成する。

4. 実施期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

5. その他

- (1) 訪問指導の日時・内容は、(公社)岡山県獣医師会から派遣されるサポート指導員と校・園が相談して決定する。
- (2) サポート指導員の派遣に関する経費については、(公社)岡山県獣医師会が負担する。
- (3) 飼育動物に関する簡単な医療措置費、死亡動物の処理経費等については、1校・園につき予算の範囲内で(公社)岡山県獣医師会が負担する。
- (4) 訪問指導実施期間は、原則として1年間とする。